

年金シリーズ最終回

これからの年金

大江由紀

1. 現政権の年金制度改革案
2. ディスカッション

1. 現政権の年金制度改革案

民主党

「あるべき社会保障」の実現に向けて
社会保障と税の抜本改革調査会(2011.5.26)

より抜粋

現政権の考え方

- 現行の年金制度は、職業によって加入する制度が異なる上、非常に複雑な制度となっている。そのため、ライフスタイルの多様化した現在の国民生活に適合せず、また制度を理解することが困難なことから、公的年金制度にとって最も重要な国民の信頼を失っている。

そこで



- 民主党は、2009年の総選挙マニフェストで公平でわかりやすい年金制度への転換を表明。

- 公的年金制度の一元化

納めた保険料に応じて年金を受給できる

「所得比例年金」 +

公的年金制度に適切に加入した場合に一定額の年金を保障する「最低保障年金」

すべての国民がこの制度に加入することとする。

改革の前提

- 年金受給者（60歳に達し、保険料を払い終えている人を含む）
= 制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。
- < 制度改革時以降に20歳に達する人 >
= 新制度に基づいて保険料を納付。将来は、新制度に基づく年金額を受給。

- < 制度改革時に現役世代（20 - 59歳） >

- ① 制度改革時まで

現行制度で納めた保険料に対しては、現行制度に基づく年金額を受給。

- ② 制度改革以降

新制度で納めた保険料に対しては、新制度に基づく年金額を受給。

将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

新制度の骨格

- 加入対象者
 - 20歳以上65歳未満の者すべて
 - 20歳未満または65歳以上で所得のある者
 - 被雇用者も自営業者も同じ制度に加入(一元化)
- 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせで、**すべての人が概ね月額7万円以上の年金を受けられる**(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の財源は保険料
- 「最低保障年金」の財源は税

所得比例年金

① 保険料

- 被用者の保険料は労使折半
- 自営業者の保険料は全額自己負担とするが、導入にあたっては激変緩和措置を設ける。
- 被用者は給与収入、自営業者は「売上－必要経費」に応じる。
- 納付額に上限を設ける（＝年金受給額に上限を設ける）

②所得比

- 保険料は老齢年金に係る部分に 15%程度
- 別途、遺族年金・障害年金に係る保険料を加算
- 個人単位で計算（有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものを、それぞれの納付保険料とする）
→ 3号被保険者（専業主婦）は従来どおり保険料を納付しなくてよいのか？

最低保障年金

- 財源は消費税（目的税化）
- 受給にあたり、適切な受給要件を設ける。
- 最低保障年金の満額は概ね7万円。
- 最低保障年金は、生涯平均年収（＝保険料納付額）をもとに収入レベルに応じて給付調整（P179図21）
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給
- 最低保障年金についても、所得比例年金額の算定に用いる「見なし運用利回り」でスライドを行う。

「今すぐにはできません・・・」

By 民主党

なんで・・・
とりあえずできることします。

- 現行制度改善の例

- 厚生年金の適用範囲拡大

- 非正規労働者へ適用などで将来の低年金者・無年金者を少なくする。

- 財源の安定化

- 税制の改革（増税）、基礎年金国庫負担1/2で安定化

- 国民年金保険料の納付率向上

- 徴収体制の見直しなど

2. ディスカッション

- 改革案の問題点
- 疑問点
- 何が変わるのか？
- 負担の増減
- 公平性の改善